

事務連絡
令和5年5月1日

各所属長様

一般財団法人 長崎県教職員互助組合
常務理事（事務局長） 小森 孝幸
（公印省略）

新型コロナウイルス罹患にかかる「入院見舞金」の請求見直しについて（通知）

当互助組合の運営につきましては、日ごろからご協力を賜り感謝いたします。

さて、標記の件につきまして、感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症法上の位置づけ見直しに伴い、下記のとおり請求対象が変更になります。

つきましては、内容をご確認のうえ、諸手続等にご利用ください。

記

1. 新型コロナウイルス感染症法上の位置づけ見直し

2類相当 → 5類（移行日：令和5年5月8日）

2. 入院見舞金の給付対象となる自宅（宿泊）療養期間の変更（詳細「別紙」）

令和5年5月7日まで：自宅（宿泊）療養期間も入院扱いとして給付対象
に陽性と診断 ※5/8を跨いで7日以上となる場合も対象

令和5年5月8日以降：通常の入院期間のみ対象（自宅・宿泊療養は対象外）
に陽性と診断 ※季節性インフルエンザと同様の取扱い

3. 留意点

5月8日以降の入院に伴い入院見舞金を請求する場合は、証明欄に所属長印を用いることはできません（5月7日以前に陽性と診断された場合の療養期間の証明としては利用可能）ので、医療機関による証明又は、領収書を添付のうえ提出してください。

【問合せ先】

総務・現職互助部班 西

電 話：095（824）4721

E - M a i l：s40079@pref.nagasaki.lg.jp